

平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）

が開始されます

平成20年4月から、世帯主が国保被保険者であり、65歳以上75歳未満の国保被保険者（世帯主含む）で構成される世帯（社会保険の人は除く）の国民健康保険税は、特別徴収（世帯主の年金からの天引き）されます。

●特別徴収対象者

65歳以上75歳未満の国保被保険者で構成される世帯の世帯主で、次のア、イの条件を満たす場合、国民健康保険税は世帯主の年金から特別徴収（天引き）されます。

ア. 年額18万円以上の年金を受給していること

例（世帯主が年額18万円以上の年金を受給している世帯）
左記のケースが年金から徴収されます

- ・世帯主（国保）71歳、妻（国保）66歳の場合 ↓ 特別徴収（世帯主の年金から徴収されます）
- ・（世帯主、妻ともに年齢が65歳以上75歳未満であるため）
- ・世帯主（国保）73歳、妻（後期）76歳の場合 ↓ 特別徴収（世帯主の年金から徴収されます）
- ・（世帯主が国保被保険者であり、65歳以上75歳未満であるため。妻は75歳以上のため除く）



▼問い合わせ先
保険課 国保年金係

☎9134



左記のケースにつきましても、今までどおり、納付書か口座振替での納付となります。

- ・世帯主（国保）73歳、妻（国保）62歳の場合 ↓ 普通徴収（今まで通りの納付となります）
- ・（世帯主は65歳以上75歳未満だが、妻が65歳未満であるため）
- ・世帯主（後期）78歳、妻（国保）73歳の場合 ↓ 普通徴収（今まで通りの納付となります）
- ・（妻は65歳以上75歳未満だが、世帯主が75歳以上であるため）

※75歳以上の人は平成20年4月から後期高齢者医療被保険者となり、国保被保険者からはずれます。

高齢受給者証についてのお知らせ

現在、70歳から74歳の人（一定の障がい認定による後期高齢者医療受給者となる人を除く）には、高齢受給者証が交付されています。高齢受給者証の「一部負担金の割合」の欄には、「2割（平成20年3月31日までは1割）」と表示されています。

しかし、高齢者医療制度の見直しに伴い、負担割合の引き上げの見直しが凍結され、「2割（平成20年3月31日までは1割）」と表示されている人は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間は、自己負担額が1割に据え置かれます。（現役並み所得のある人で、3割負担の人は除きます）

このため、4月以降使用する新たな高齢受給者証を3月末までにお届けします。医療を受けるとき保険証と一緒に忘れずに提示してください。

▼問い合わせ先
保険課 国保年金係

☎9134